

都市計画審議会の運営について

平成25年8月

1 審議会の設置等

○市町村都市計画審議会の設置

都市計画法第77条の2第1項において「この法律により、その権限に属される事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に都市計画審議会を置くことができる。」と定められています。

また、同法第77条の2第2項で「市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。」と定められています。

市町村都市計画審議会は、地方自治体の自主性・自立性を高め、自らの判断と責任のもとに地域の実情にあった行政運営を行うという地方分権の趣旨に基づき改正された都市計画法（平成12年4月1日施行）により創設（法定化）されました。

※「権限に属される事項」⇒市町村決定の都市計画のこと。

都市計画の決定には都道府県が定めるものと市町村が定めるものがあります。

○都市計画審議会の役割

都市計画は、都市の将来像を決めるものであり、かつ、土地に関する関係者の権利や利害をはじめ市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を決定する前に第三者（学識経験者・議員・市民など）からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めるものとなっています。（都市計画法第19条第1項）

※「議を経て」とは、都市計画審議会として、都市計画を決定することが適当であるか否かを決定する（可決するか否決するかを決する）ことで、修正することや条件をつけることはできません。

◎富士見市の運用

富士見市では、埼玉県が決定する都市計画についても都市計画審議会へ審議（諮問・答申）をお願いしています。

埼玉県が決定する都市計画決定（変更）の手続きの中で、「市町村の意見を聴き」かつ「都道府県都市計画審議会の議を経て」決定することとなっています。

このため、「埼玉県から市町村に意見を求められること」から市町村の意見を答申する場合、これまでも「計画案について、都市計画審議会へ諮問し、その意見を聴いた（答申を受けた）上で、市の意見を県へ答申する。」という方法を取っています。

2 都市計画の決定（変更）手続きの流れ

○都道府県決定の都市計画では、案の作成から決定告示までの期間（標準日数）を約7ヶ月としています。

市町村決定の都市計画も、ほぼ同様の期間がかかることとなります。

※地域住民をはじめ、関係地権者との合意形成の期間は含みません。

3 会議の公開

○富士見市都市計画審議会条例施行規則第5条において「審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の2分の1以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。」と定めています。

○富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要領において「公開の基準や公開・非公開の決定方法、公表の内容、傍聴の範囲、会議録の公開」等を定めています。

4 会議資料の事前配布と諮問事項の事前説明

○会議資料のうち事前準備できるものは、開催通知と同封し事前配布することとしています。

また、都市計画決定手続きのための「諮問」の前に、事前説明を行っています。